

丸亀市
景観計画
概要版



1 景観計画とは

丸亀市景観計画は、本市の景観形成において目指すべき方向性やその方向性を実現するための総合的な施策等と、景観法に基づく規制誘導等の内容を併せ持ったものとなります。

景観形成の意義は幅広くあることから、各主体と連携しながら、さらに多角的に取り組を進めていくために、丸亀市都市景観形成基本計画(平成8年)における考え方を継承しつつ、総合的な視点をもって、これからの丸亀市の良好な景観形成に向けた考え方や進め方などを示すことを目的として、丸亀市景観計画を改定しました。

2 丸亀市の景観特性

本市には、各地域で育まれてきた個性豊かな景観があります。

海・島嶼エリア

瀬戸内海国立公園に指定されている穏やかで明るい海と塩飽諸島の緑の景観に瀬戸大橋へのパノラマが魅力を生み出しているエリア。
重要伝統建造物群保存地区に選定された歴史的まちなみや、採石の生業や生活文化を反映する景観。



臨海エリア

島嶼部とつながる玄関口であり、瀬戸内の広がりある景観を眺望できる丸亀の魅力な環境と景観を形成していく上で重要なエリア。



都心エリア

旧商人町を受け継ぐ商店街をはじめ、丸亀駅や猪熊弦一郎現代美術館が立地し、丸亀の都心機能が集積するエリア。
旧城下の町割りを受け継ぐエリア。





丸亀城歴史エリア

丸亀城とシビックゾーンを中心に周辺の武家屋敷であった地区などを含むエリア。
丸亀城は本市の景観のシンボルである。



周辺市街地エリア

金毘羅街道等、旧街道に沿って往時の面影を感じられる建物・まち並みや街角がと新たな建物が混在し、まち並みを形成するエリア。



田園エリア

格子状の農地が広がる中に多くのため池が点在し、広やかで明るい景観を持ち、広範囲から周囲の山や城への眺望がひらけるエリア。



山麓エリア

丸亀のシンボル景観である飯野山や青ノ山、堤山の独立峰等により、印象的で豊かな自然景観が形成されるエリア。

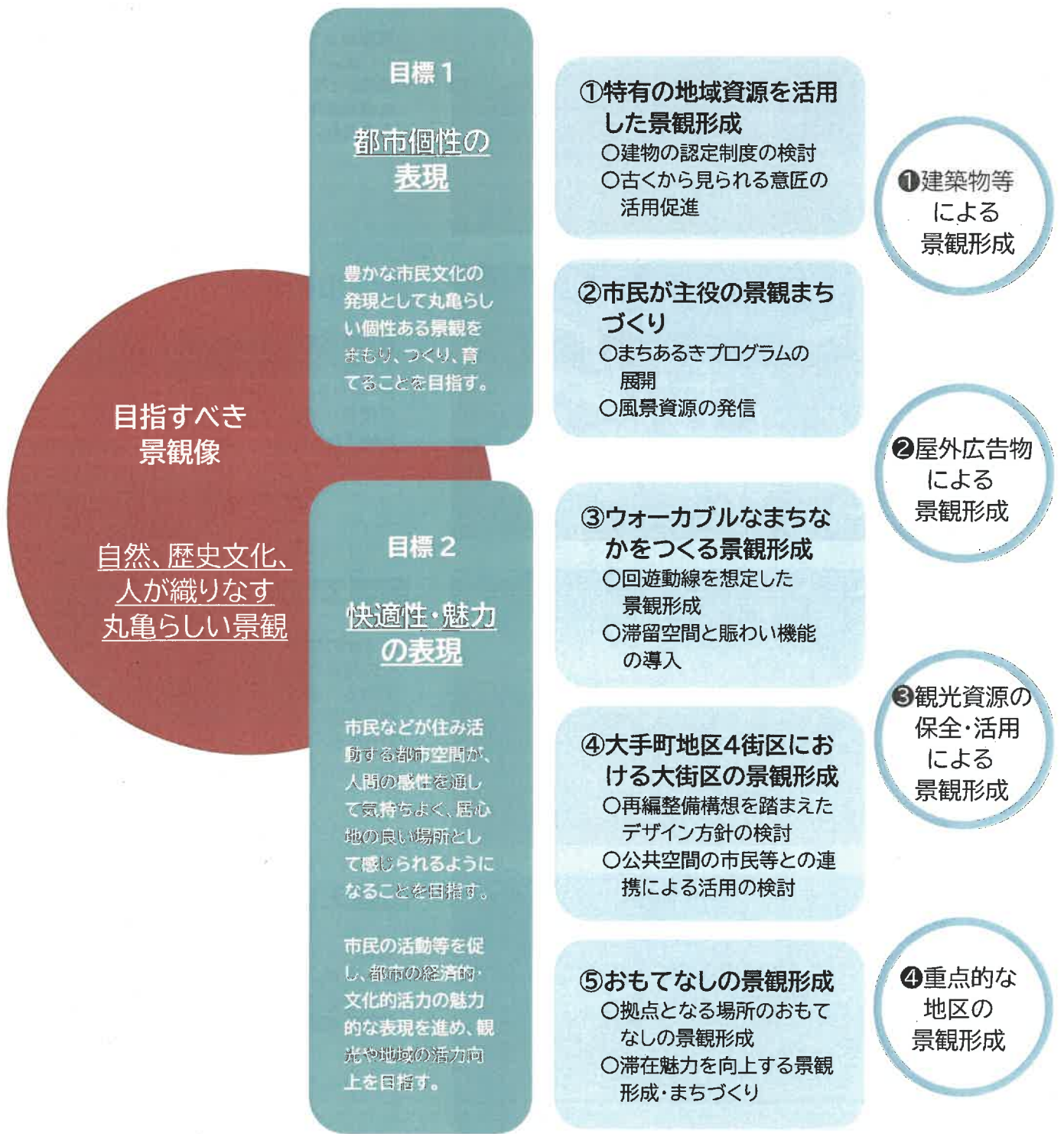
3 景観形成の目標と総合的・重点的な施策

本市の目指すべき景観像と、景観形成の目標は以下の通りです。
総合的・重点的な施策と基本的な施策の両輪により、景観形成を進めます。

景観形成の目標

総合的・重点的な施策

基本的な施策



4 施策紹介

施策のなかで、今回の改定のポイントとなるものを紹介します。

眺望景観への配慮

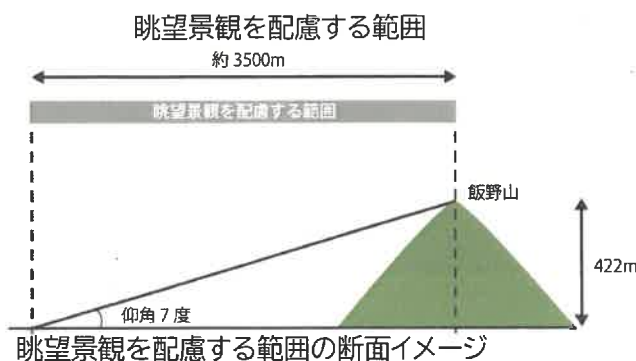
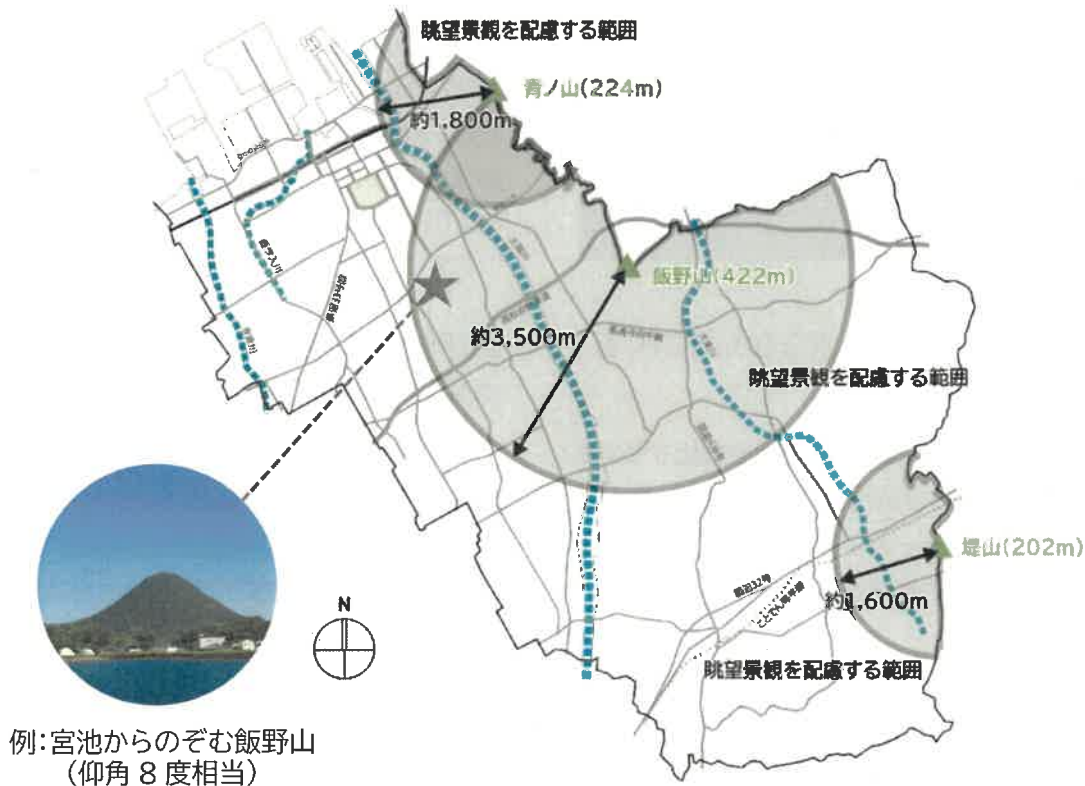
市内には飯野山など、なだらかな裾野が広がる円錐形の独立峰が複数点在し、市特有の景観を形成している。このような特徴的な景観を「丸亀らしい眺望景観」として新たに位置づけ、「飯野山(讃岐富士)」「青ノ山」「堤山(羽床富士)」のような独立峰や連峰の形状を活かした配慮事項を設定することで景観の保全を図っていく。



青野山

飯野山

堤山



景観資源となる建物の認定制度の検討

本市には、これまで歩んできた歴史とともに蓄積され、地域の営みを今に伝える様々な年代・形態の建物が数多く現存する。一方で、これらの身近な資源は、建て替えや老朽化等により喪失してしまうという課題がある。

地域の営みの蓄積を感じるもの、身近な地域の暮らしに根付き、親しみをもたれてきたもの等を「うまげな建物」とし、市独自で認定する制度を検討し、認定した建物の発信や活用を促進することで、次世代に受け継いでいく。



うまげな建物のイメージ

- ・歴史の蓄積を感じる町家や近代建築物
- ・細部の意匠のこだわりのあるレトロなビル
- ・地域で親しまれてきたお店 など

ウォーカブルなまちなかをつくる 景観形成

居心地の良い都市空間を創出するために、丸亀市の特性を活かしながら、歩いて楽しいウォーカブルなまちなかをつくる景観形成を進める。

- 回遊動線を想定した景観形成
- 滞留空間と賑わい機能の導入



城下町の町割を継承するエリア

大手町地区4街区における 大街区の景観形成

公共公益機能が集積したシビックゾーンとして、再整備を契機としながら、丸亀城への眺望や公共空間におけるにぎわい創出などを進め、良好な景観形成に取り組む。

- 再編整備構想を踏まえたデザイン方針の検討
- 公共空間の市民等との連携による活用の検討



開発・整備により街区再編されたエリア

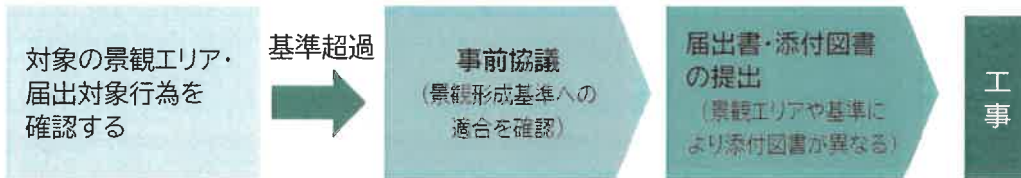
中心市街地のタイプの異なる街区構造を持つエリア

5 届出制度

大規模な建築物の建築等を行うときは、事前協議と市への届出が必要となります。市が定める基準に適合させていただくことで、良好な景観形成を図っています。

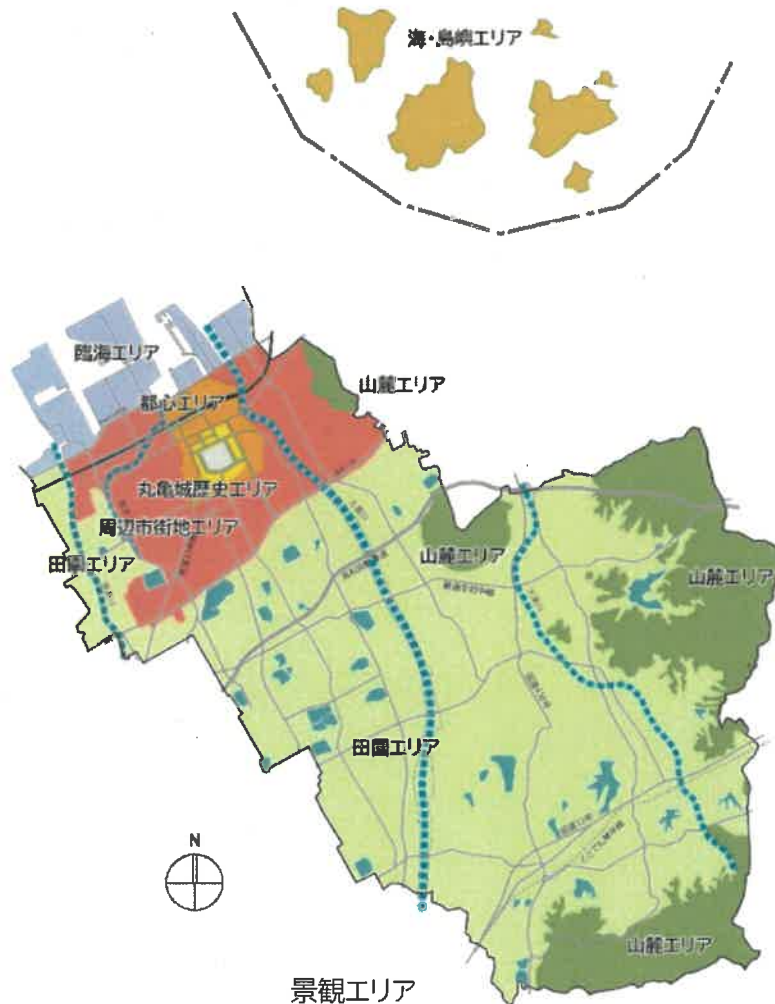
建築行為等の届け出

建築物・工作物・広告物・開発行為のうち、景観エリアごとに定める規模や高さ等の基準を超える建築行為等については、事前協議と届出が必要となる。その際の主な手続きの流れは以下のとおり。



景観形成基準

目指すべき景観像を実現していくため、景観特性に応じた景観形成基準を以下に示す7つの景観エリアごとに定めている。それぞれのエリア内で建築行為等をする場合にはこの基準に適合させる必要がある。



丸亀市景観計画概要版

令和4年3月

発行：丸亀市

編集：丸亀市都市整備部都市計画課

丸亀市大手町三丁目4番21号 電話 0877-23-2111(代)